

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)		相模原市水とみどりの審議会				
事務局 (担当課)		水みどり環境課 電話042-769-8242(直通)				
開催日時		平成30年11月7日(水) 13時30分~17時00分				
開催場所		相模原市立環境情報センター2階 学習室				
出席者	委員	8人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	8人(環境共生部長、水みどり環境課長、他6人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		1 開会  2 議題 (1)(仮称)緑地管理マニュアルの策定について (2)相模原市水とみどりの基本計画改訂版=生物多様性さがみはら戦略=実績報告書(平成29年度版)(案)について (3)次期「水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」の策定に向けた市民アンケート等の結果について (4)生物多様性に配慮した新条例の制定に向けた既存条例の整理等について(中間報告)  3 その他				

## 審 議 経 過

主な内容は次のとおり。( は委員の発言、 は事務局の発言)

### 1 開会

### 2 議題

#### ( 1 )( 仮称 ) 緑地管理マニュアルの策定について

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

このマニュアルは、具体的にどの緑地や何箇所の緑地を指しているものなのか。

市全域の市が管理する緑地を指しており、広さにして約200ヘクタールを範囲としている。

範囲が広大であるため、地図で図示する等の工夫が必要と思われる。

定期的に点検、調査するとあるが、マニュアルに定めるだけでなく、実際に現場での点検をお願いしたい。予算上の問題等はあると思うが、実際に木もれびの森等には、危険な木も多い。

このマニュアルは、市が使用するマニュアルということによいか。

お見込みのとおり。

市が一元的に管理するためのマニュアルという認識によいか。

木もれびの森以外の緑地には、これまで具体的な管理マニュアルがなかったこともあり、全体のマニュアルを策定することである。

緑地内の樹木を伐採する基準か。

キノコの発生等、いわゆる危険な木の判定基準を国土交通省が提示しており、それを参考として伐採基準を設けたい。

「バッファゾーン」という言葉は、木を植えるゾーンという使い方もある。生態学としては、都市の間に緑を植えるという意味もある。

「緩衝緑地」というと、大きな木と住宅の間に低木を植えることかと思ったが、表現としては「緩衝地帯」が望ましいのではないか。

住宅との緩衝地帯という意味で捉えている。

様々な捉え方があるなら、使い方を注意した方が良い。

誤解のない表記に努める。

他の部分も含め、マニュアルの明文化にあたって表現の手入れをしておいた方が良い。

ナラ、ミズキ以外にも病虫害対策は必要である。

マニュアル上の表記は、例示であり、病虫害全般に対する対策が必要と認識し

ている。

(2) 相模原市水とみどりの基本計画改訂版 = 生物多様性がみはら戦略 = 実績報告書  
(平成29年度版)(案)について

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

施策4116(地下水かん養などを図るための透水性舗装、雨水浸透ますの設置の促進)は、毎年度評価が「D」となっている。厳しい実情があるのは分かっているが、今後、「C」評価に引き上げるとしたらどうしたらいいのか。

雨水浸透ますの設置は、市民にも経費が発生するものであり、行政の働きかけだけでは解決できないと考えており、難しい課題と捉えている。

モニタリング調査は、9つの協定を締結しているが、これは多いのか、少ないのか。

開始1年目としては良好と考えている。

もう少し増やしたいところ。生物多様性ポータルサイトを活用した普及啓発など、増やす努力が必要と考えるが、そもそもモニタリングを実施している団体や個人自体が少ないのか。

現在、モニタリング調査の協力者からの紹介を受け、新たな団体や個人に制度説明や協力依頼を実施している。徐々に締結数は増加すると考えている。

各委員も周囲への声かけをお願いしたい。

前にも尋ねたが、実績報告書にある「A」評価は、「100%以上」ということであるが、どういう状況を指すのか。

年度における目標値を上回ったものは「100%以上」と評価している。

目標値を達成できた段階で「S」評価としてもよいのではないか。

例えば環境学習のように、事業に終わりが無いものは「S」評価とはしにくいのが実情である。

施策2124(緑地協定、地区計画、建築協定などによる緑化の推進)は、どのようなものか。市が指定しようとしたら同意が得られなかったということか。

市民等が生垣や建築条件などをルールとして定め、それを市が認定する制度であるが、市民等からの発案がなく、0件だったために「D」評価としている。

申請がないということであれば、評価する必要がないのではないか。例えば発案する要件が厳しく、市の瑕疵がある場合に「D」とするのは分かるが、需要がないのなら「D」とする必要もないのかと思うが。

そうすると、先ほどの雨水浸透ますについても同様の考え方もできる。評価の仕方についても今後、考える必要がある。

施策2123(屋上緑化・壁面緑化・駐車場緑化、生垣設置などの助成事業の充実)

については、さらに設置が進むように取り組んでもらいたい。

この事業の実施主体が（公財）まち・みどり公社であるため、公社と協力して事業をさらに推進していきたい。

施策 2125（花のまちづくり・みどりいっぱい運動、オープンガーデンなどの実施主体となる（公財）まち・みどり公社の事業の充実）については、長期的な取組にはなるが、在来種による緑化を推進できると良いと思うが。

そういった取組は、市民協働による取組としても実施可能だと思う。

施策 2125（利用者のマナー向上などによる適正な公園利用の確保）について、マナーの向上による「A」判定とはどういう意味か。

マナーの向上を図るための看板の設置等を実施したことによる「A」判定としている。

施策 5123（ボランティアなどの活動拠点の施設整備の検討）については、評価が「C」となっているが、これは参加者が少なかったのか。

施策の一部にボランティアセンターの設置の検討というものがあるが、検討状況に進捗がないため、「C」評価としている。

費用的な面もあるため、すぐに進捗させるのは難しいが、考えていかなければならない事項である。

施策 4116 の補助率はどの程度なのか。年度別の推移が分からないので、全体に対する割合くらいは掲載した方が良い。

次回からは掲載するようにしたい。

例えば前年度分を掲載して比較できるようにするなどの工夫が必要。

施策 5216（自然環境観察員制度の運営やみどりの少年団などの育成）について、タイトルにあるみどりの少年団に関する内容が何もないように見えるが。

この施策については、タイトルと内容に差異が生じているため、次期計画の策定の際に整理する。

### （3）次期「水とみどりの基本計画・生物多様性さがみはら戦略」の策定に向けた市民アンケート等の結果について

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

畑や水田だった場所が草地になっている場合と、住宅になっている場合で変化の様相が異なるのではないかと。

詳細な分析については、現在も継続して行っており、ご指摘いただいた点についても、分析を進めていく。

公有地で草地が増加した理由は何か。

大きなところでは、圏央道が開通したことにより、道路の法面等が草地化した

という点が挙げられる。

この調査の報告書の形はどのようなものを想定しているか。

前回の報告書をベースにして、同様の形式でまとめたい。

市民アンケートの結果のうち、回答数が1,528名となっているが、その年代別の内訳があると、考え方も変わってくるのでは。

ご指摘の点を含め、年齢層による分析は必要と考えており、最終的な報告の段階ではお示ししたい。

今回、お示しいただいた方法以外でもクロス集計することができるか。

様々な視点からクロス集計を行いたいと考えている。

集計結果に居住地域による差がもう少し生じるものと考えていたが、比較的大きな差が生じないものだと感じた。

環境保全団体等へのヒアリングについて、一部の団体と行う旨が記載されている。団体によっては積極的にヒアリングに協力したいと考えているので、市から何らかの形で連絡する旨の一文を加えるべきではないか。

ご指摘の点については、表記方法を工夫する。

このヒアリングは、どの場所で開催するのか。

現時点では、特定の場所を定めていない。

文言やヒアリング方法を調整していただき、団体にとってやりやすい形での実施をお願いしたい。

アンケートを送付する際は、その送付文にも工夫が必要だと思う。

団体の取組意欲に配慮した記述としたい。

このアンケートは、紙媒体で送付して、返信用封筒にて返送する形か。

市からは、紙媒体で送付するが、郵送による返信のほか、ファックスや電子メールによる回答も可能とし、できるだけ多くの回答を得られるようにしたい。

#### (4) 生物多様性に配慮した新条例の制定に向けた既存条例の整理等について(中間報告)

事務局による説明の後、質疑応答を行った。

外来種の部分について、ノラ猫やノネコに対する取扱いを水戸市などで条例化している。長期的な課題とはなるが、研究を始めた方が良い。

愛玩動物の対応については、保健所にて対応しているが、動物からの感染症などについては関係機関と連携を図っていきたい。

ネコに関して、先日、市の広報でもあったが、基本的に家の中で飼養するように、というガイドラインが出ていたと思うが。

このガイドラインについても、基本的には保健所が提示しているものである

が、感染症と同様に、関係機関との連携を図っていきたい。

里山条例が他の条例と統合することとなっているが、制度上、県の里山条例もあるので、その整合性が保たれるよう調整をしていただきたい。

今回の新条例の制定に際しては、関係する条例との整合を図る必要があると考えている。

現在の市民緑地は、要綱に基づくものであるが、これは記載しないのか。

市民緑地制度は、都市緑地法に基づく制度として運用しており、法律に記載している内容をそのまま運用する場合には、条例に記載することはしていない。

### 3 その他

事務局から、次回の会議日程等について説明した。

以上

## 水とみどりの審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	田淵 俊人	玉川大学農学部 教授	会長	出席
2	南 正人	麻布大学獣医学部 准教授		出席
3	吉永 龍起	北里大学海洋生命科学部 准教授		出席
4	鈴木 千景	公募委員		出席
5	秋永 真里子	特定非営利活動法人境川の斜面緑地を守る会 理事		出席
6	飯塚 裕美	特定非営利活動法人みどりのお医者さん		欠席
7	熊谷 達男	「小松・城北」里山をまもる会 副会長		出席
8	高橋 孝子	特定非営利活動法人相模原こもれび 理事長	副会長	出席
9	野口 恭夫	相模原商工会議所 3号議員 (東京ガス株式会社神奈川西支店 支店長)		出席